# 令 和 3 年

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

令和3年2月10日

和光市議会

# 元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

◇開会日時 令和3年2月10日(水曜日)

午後 2時00分 開会 午後 4時12分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

# ◇出席委員

委	員	長	安	保	友	博	議員	副	委	員	長	待	鳥	美	光	議員
委		員	猪	原	陽	輔	議員	委			員	熊	谷	$\vec{\underline{}}$	郎	議員
委		員	富	澤	啓	$\equiv$	議員	委			員	金	井	伸	夫	議員
委		員	松	永	靖	恵	議員	委			員	富	澤	勝	広	議員
委		員	齊	藤	克	己	議員	議			長	吉	田	武	司	議員

# ◇欠席委員 なし

# ◇出席説明員

市	長	松	本	武	洋	副	市	長	大	島	秀	彦
総 務 部	長	鈴	木		均	保健	福祉部	祁長	Ш	辺		聡
秘書広報記	果長	松	戸	克	彦	職」	員 課	長	エ	藤		宏
長寿あんり課	しん 長	田	中	克	則	職員	課長衫	甫佐	安	井	和	男

# ◇事務局職員

議会事務局長	喜	古	隆	広	議	事	課	長	末	永	典	子
議事課長補佐	本	間		修	主			査	高	橋	寛	子

◇本日の会議に付した案件 要求資料に対する質疑 事務検査について その他 午後 2時00分 開会

**〇安保友博委員長** ただいまから、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

本日の流れを確認します。

本日の議題は、要求資料に対する質疑、事務検査について、その他です。これに異議はありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議がありませんので、そのようにいたします。

次に、会議時間についてですが、効率的な委員会運営を行うため、午後4時を目途に行いた いと思います。これに異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議がありませんので、そのようにいたします。

それでは初めに、要求資料に対する質疑を行います。

質疑に先立ち、市長、副市長におかれましては、公務御多用の中、当委員会に御出席いただきまして、ありがとうございます。委員会を代表して御礼申し上げます。本日はよろしくお願いたします。

それでは、進行について確認をいたします。

本日は、お手元に配付してあります正副市長に対する質問事項を基に質疑を行います。

質疑は、1、詐欺・窃盗・横領事件、現金管理の問題、2、公益(内部)通報、3、パワーハラスメント、4、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、5、定期巡回サービスにおける情報システムの導入事業、6、その他、この分類ごとに行います。

委員長が1回目の質問を読み上げ、答弁後、2回目の質疑を行いたいと思います。進行について異議はございませんか。

[「異議なし」という声あり]

それでは、そのようにいたします。

それでは、まず、1、詐欺・窃盗・横領事件、現金管理の問題について質疑を行います。 一括して質問を読み上げます。

質問1、市長、副市長は251万円の現金がロッカーから見つかった際には立ち会ったのか。

質問2、現金が見つかったロッカーはどこにあったのか。

質問3、なぜ現金がそこにあると分かったのか。誰が誰に対して、その現金がそこにあると 市長に知らせたのか。

質問4、ロッカーにおける現金の確認は、どういう状況で、誰が立ち会ったのか。

質問5、そもそも一番最初に誰が事件を認知したのか。市長が認知した経緯は。

質問6、誰がどんな根拠を持って警察に通報したのか。

質問7、市長は、警察への通報前、そして通報の最中に、それぞれ誰にどんな指示・命令を したのか。

質問8、告発に至った経緯を伺う。

質問9、市役所内外、議会に対する情報統制の理由を伺う。

質問10、行方不明であった約500万円の現金が職員の家に保管してあったことなど、明白な問題行動に対して市が処分しない理由は。

質問11、告発後に出席停止にせず、議会にも出席させ、答弁までさせていたことはなぜか。 警察から止められていたというが、具体的にはどういう指示があったのか。それは強制だった のか。

質問12、市長が全職員に対して疑惑があるような事例調査を進められ、その結果、8名の職員の申出があったが、それぞれに対してどのような対応をしたのか。

質問は以上です。

それでは、質問に対する答弁を願います。

松本市長。

○松本市長 それでは、順次お答え申し上げます。

まず、1点目であります。市長、副市長は、251万円の現金がロッカーから見つかった際には立ち会ったのかについては、特別委員会に提出した平成30年12月27日付の調査報告書にもあるとおり、私と副市長のいずれも立ち会っております。

2番目の御質問であります。現金が見つかったロッカーはどこにあったのかについては、令和3年1月7日の特別委員会で社会援護課長がお答えしたとおり、市役所1階の会計課の金庫室内に置かれた各課のロッカーのうち、長寿あんしん課、これは扉に9番の番号が付されたものでございますが、このロッカーでございます。

3点目、なぜ現金がそこにあると分かったのか。誰が誰に対して、その現金がそこにあると 市長に知らせたのかについては、元職員が副市長に対し、現金は長寿あんしん課のロッカーに 保管されている旨を報告し、副市長は私に対し、さらにその旨を報告したものでございます。

4点目、ロッカーにおける現金の確認は、どういう状況で、誰が立ち会ったかについては、 私と副市長、当時の会計管理者、当時の総務部長の立会いの下で確認をしております。

5点目、そもそも一番最初に誰が事件を認知したのか。市長が認知した経緯はについては、 元職員を最初に疑ったのは生活保護担当の職員であり、私が認知した経緯については、令和2 年11月24日の特別委員会の公益通報の御質問の中で職員課長がお答えしたとおり、平成30年12 月3日に応接室で職員から、元職員が現金を着服した疑いがある旨の報告があり、認識したも のでございます。

6点目、誰がどんな根拠を持って警察に通報したのかについては、令和2年11月24日の特別 委員会の公益通報の御質問の中で職員課長がお答えしたとおり、平成30年12月3日に私が職員 から口頭で、元職員が生活保護受給者の現金を横領した疑いがある旨の報告を受けたことから、報告した職員に対し、元職員に状況を確認し、必要と判断した場合は警察に通報するよう指示をしたものでございます。

7点目、市長は、警察への通報前、そして通報の最中に、それぞれ誰にどんな指示・命令をしたのかについては、1-6の回答で述べたとおり、元職員に状況を確認し、当初は、必要と判断した場合は警察に通報するよう指示しておりましたが、当時、どれが真実なのかを正確に判断できない状況であったことから、その後、まずは状況を早急に調査してから警察に届けたほうがよいと判断を改めたものでございます。

8点目、告発に至った経緯につきましては、特別委員会に提出した平成30年12月27日付の調査報告書のとおり、平成30年12月7日に顧問弁護士に調査を依頼し、平成31年1月7日まで顧問弁護士による職員に対する聞き取りなどの調査を実施し、その調査結果も踏まえ、市として元職員が生活保護受給者の現金・預金を横領したと判断したため、平成31年1月23日付で告発するに至ったものでございます。

9点目、市役所内外、議会に対する情報統制の理由については、令和元年9月定例会の冨澤 勝広議員の一般質問で、警察からの要請は、捜査をしていることに関して、本人には一切分か らない形での要請があったとお答えしているとおり、警察からは、捜査に支障が生じるため、 情報管理については徹底するよう指示があったことから、その指示に従ったものでございます。 また当時、平成31年1月23日付の刑事告発から逮捕、起訴に至らない状況では、情報を把握す る者は最小限にとどめることで、情報管理の徹底は必要不可欠であったと理解しております。

10点目、行方不明であった約500万円の現金が職員の家に保管してあったことなど、明白な問題行動に対して、市が処分しない理由については、令和元年12月定例会の赤松祐造議員の一般質問で、違法行為が認められた場合には処分を厳正に行っていく必要があるとお答えしているとおり、懲戒免職処分となっている元職員以外の関係職員につきましては、元職員の公判において事件の全容が明らかとなった後、必要に応じて、しかるべき処分を行う考えでございます。

11点目、告発後に出席停止せず、議会にも出席させ、答弁までさせていたことはなぜか。警察から止められていたというが、具体的にはどういう指示があったのか。それは強制だったのかについては、令和元年9月定例会の冨澤勝広議員の一般質問で、警察からの要請は捜査をしていることに関して、本人には一切分からない形での要請があり、何らかの職場環境が変わることに関して、それと関連性を持って、要するに証拠隠滅を図られるということになると、非常に課題があるという中で判断しました。告発している人間が議場で答弁することは、非常に悩ましいことですが、本人に気取られないよう、非常に苦悩しながらの対応、苦肉の策であり、大変残念なことであるとお答えしているとおり、また逮捕や起訴をされていない段階では、元職員に対し、強制的に休職を命じることはできなかったということもございます。

一方、1-9の回答でも述べたとおり、警察から、捜査に支障が生ずるため、市が告発した

ことを含めて情報管理を徹底するよう指示があり、元職員に対して捜査が進められていることが発覚するような行動は取らないよう指示があったことから、そのような対応をせざるを得なかったものでございます。

12点目、市長が全職員に対して疑義があるような事例調査を進められ、その結果、8名の職員の申出があったが、それぞれに対してどのような対応をしたのかについては、申出のあった案件は全て、市から警察に対し情報提供を行っており、押収されている資料もございました。申出の内容に応じて調査を進める中で、そのうち1件については、既に元職員に対して民事訴訟を提起しております。また、もう一件についても、令和2年12月定例会において、訴えの提起の議案を提出させていただいております。

〇安保友博委員長 それでは、順次、2回目の質問を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

金井委員。

- **〇金井伸夫委員** 先ほどの質問1のところで、251万円の現金がロッカーにあったわけですが、 これが長寿あんしん課のロッカーとお聞きしたんですけれども、この現金は生活保護受給者の 関連のお金ではなかったかと思うのですが、御確認いただければと思いますが。
- 〇安保友博委員長 松本市長。
- **〇松本市長** 当時、現金が出てきたものに関しては、警察に押収されまして、そして、その捜査の中で、ただその現金が、どういう経緯のどの現金かということについては、当然現金ですので、判然としていないという状況でございますので、その点につきましては、分からないとしか申し上げようがございません。
- 〇安保友博委員長 待鳥委員。
- ○特鳥美光委員 7番目の質問の御答弁についてですが、元職員に状況を確認した上で、必要があれば通報しろと御指示をされたということで、その後、状況を正確に判断すべきと思い直したと、さっきおっしゃったかと思うんですけれども、元職員の状況を確認して、通報に行きますという、その状況というのは事前に、3日の指示で、指示に従って行ったということで、行く日に、こういう状況だったので行きますというような報告はなかったということでよろしいんですか。
- 〇安保友博委員長 松本市長。
- **〇松本市長** 今、そこの状況を正確に記憶の中で、さらさらとお答えすることはできませんので、必要に応じて、これは調べてお答えしますが、少なくとも本人に何ら確認をしない状況、私どものほうで調査をしない状況の中で、すぐに警察に行くということはいかがなものかということを副市長とも相談しました中で、少なくとも警察に行く前に、本人からは状況を確認したほうがいいであろうという、そういう判断をしたと記憶をしております。
- 〇安保友博委員長 齊藤委員。
- ○齊藤克己委員 3番目のところなんですけれども、先ほど、元職員が副市長へ報告されたと

いうことでしたけれども、この内容について、具体的にどのような形で報告があったのか、確認をさせていただきたいと思います。

- 〇安保友博委員長 大島副市長。
- ○大島副市長 次の公益通報のところにも絡む話なのですが、まず元職員からは、このお金については、ある国の機関に預けてあると、それが翌週には返ってくるという話がございました。その話を受けて、市長と私のほうで話を聞くから説明をしてくれという申入れをいたしましたところ、実は考え違いであり、ロッカーにその金が入っているということ、記憶違いだという話があったと私は記憶しております。それをもって、市長に伝えたということでございます。
- 〇安保友博委員長 松永委員。
- **○松永靖恵委員** 1-4のロッカーにおける現金の確認というのは、どのような形で確認を取ったのか伺います。
- 〇安保友博委員長 松本市長。
- **〇松本市長** 先ほどお答えしたとおり、私と副市長、当時の会計管理者、当時の総務部長がいるところでロッカーを開けて、中身を確認したということでございます。
- 〇安保友博委員長 松永委員。
- **〇松永靖恵委員** 中身を確認しただけで、金額の確認というのは、正式に数えるとか、そういうことはされなかったんでしょうか。
- 〇安保友博委員長 松本市長。
- 〇松本市長 私の記憶によりますと、現金をチェックする機械で数えた記憶がございます。
- 〇安保友博委員長 松永委員。
- ○松永靖恵委員 手で確認をしたのでは。
- 〇安保友博委員長 松本市長。
- ○松本市長 失礼しました。記憶違いで、手で確認したようです。
- 〇安保友博委員長 松永委員。
- **〇松永靖恵委員** その251万円というのは、あるべき金額ではなかったと、いろいろな資料を 見た中では思うのですが、その点についてはどう思われていらっしゃいますか。
- 〇安保友博委員長 松本市長。
- **〇松本市長** あるべき金額というものがどういうものかというのは、ちょっと分かりかねますが、少なくとも金額がそうであったということを確認をしたということでございまして、いろいろな、このお金がこっちでこうでとか、そういうことを考えれば、当然あるべき金額というのはあったのかもしれませんが、少なくとも当日は、その金額があったということを確認したということでございます。
- 〇安保友博委員長 松永委員。
- **〇松永靖恵委員** その当日、251万円という金額がそろえて出されたことについて、整合性があったかどうかというのは、市長はどのようにお考えになりましたでしょうか。

- 〇安保友博委員長 松本市長。
- **〇松本市長** 整合性といいますか、その当時、まだ全ての情報が私たちのところにあったわけではございませんので、あるべき金額というものが正確に分かるというわけではありません。 今から後づけで、当時こうだったはずだということはできるわけですが、当時、私どもの知り 得た情報の中では、そこは判然としなかったということでございます。
- **〇待鳥美光副委員長** 議事を委員長と交代します。 安保委員。
- **〇安保友博委員** 質問10に関してなんですけれども、先ほどの御答弁の中では、元職員の公判、裁判の結果に応じて判断するというお話だったと思いますけれども、1点の問題としては、実際に起訴されなかった案件というのもあると思いますし、実際に刑事裁判で行われた、下されたものに従うということになった、その理由というのは、何を根拠としているのかを確認したいんですけれども。
- 〇待鳥美光副委員長 松本市長。
- **〇松本市長** 人の身分、いわゆる職員の身分上の問題でもありますので、まず最優先すべきは、 刑事裁判の結果がどうであったかということ、これが決まらないと、その周辺のことにつきま しても、それと突合しながら固めていくわけですので、基本的には刑事裁判というのは非常に 重要だと思っております。

また、これは私どもも議会も同様だと思いますが、私どもには捜査権がありません。また、いわゆる刑事的な、刑事罰の判断をする権限もありませんので、そこをまず、やはり司法機関、警察、検察の捜査を踏まえた裁判の結果を踏まえるというのが、私は大前提だという中で、このような答弁をさせていただいたということでございます。

- 〇待鳥美光副委員長 安保委員。
- **○安保友博委員** 全体像を把握してからという話は、一定の理解はできるところではあるんですけれども、例えば今回の話でいうと、捜査権がないとはいえ、実際に市が預かっていた現金を一職員が自宅に保管していたということが判明したことは、それは捜査するまでもなく、事実としてあることだと思いますけれども、それにもかかわらず、元職員の裁判の結果を待たないと判断ができないというのはどういうことなのか。

実際にその職員が処分されないということは、地位もそのままであるし、給料もそのまま支払われていく。場合によっては、定年退職もしくは自己都合などで退職してしまっては、それで終わってしまうということもあると思うんですけれども、その辺についてどのようにお考えなのか、もう一度お願いします。

- **〇待鳥美光副委員長** 松本市長。
- **〇松本市長** まず、私たちは、退職、懲戒免職となった職員には、今のところ裁判の経緯もありますので、まずヒアリングができないわけですね。それから、実際問題として、500万円の現金が職員の家にあった経緯のその内容によっては、その職員が問われるべき責任というのは

変わってくるわけでございます。それが、もしかしたら重くなるかもしれないし、軽くなるかもしれない中で、一定の処分をした後で、実はそれは違いましたと。実はもっと軽かったですとか、あるいはもっと重かったですということも、これは当然考えるわけです。

また、私たち市役所側としては、特に当該職員には当然ヒアリングすることはできますが、 先ほど申し上げたとおり、元職員にはヒアリングができない中で、現時点で私どもが持ってい る情報で、それをもって判断をするということが、私は非常にリスクが高い行為だと思います ので、取るべきではないと考えております。

**〇安保友博委員長** 議事を副委員長と交代します。

猪原委員。

- **〇猪原陽輔委員** これまでの特別委員会におきまして、先ほど来から現金の取扱いについて質問が出ておりますが、決められたルールというのが、もともと現金取扱要領という形であったにもかかわらず、これが守られずに、常態的に取扱要領を守らない事務執行がずっと行われてきていたということが明らかになっているわけですが、市長は現金取扱要領が守られていないと知ったのは、この件が発覚するまでは御存じなかったんでしょうか。
- 〇安保友博委員長 松本市長。
- **〇松本市長** 当然、そのようなルールにのっとらない現金の取扱いがあるとすれば、是正するのが私の仕事ですので、それは知らなかったがゆえに、このようなことになってしまって、その事実を把握できなかったということについては、非常に残念なことだと思っております。
- ○安保友博委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかになければ、次に進みたいと思います。

次に、2、公益通報、内部通報について質疑を行います。

まず、一括して質問を読み上げます。

質問1、市長に対しては、いつ、どこで、どのような内容の通報(報告)があったのか。

質問2、事件発覚のきっかけとなった最初の通報についての対応・経緯。

平成30年12月3日の市長への通報に対する対応について。

元職員に状況を確認し、怪しかったら警察に通報してくださいという指示があったということだが、事実なのか。事実だとすれば、なぜこのような指示をしたのか。また、この通報を受けて、どのような対応を取ったのか。

質問3、この後提出された公益通報を不受理とした対応について。

本来、通報の受理・不受理は、公益通報の委員会を招集し、委員会として決定する事項とされている(要綱)。なぜ委員会を招集せずに不受理と決定したのか、その理由と経緯。元職員を守る意図があったのではないか。

質問4、市長に伺います。職員を警察に相談に行かせた経緯を伺う。次に、副市長に伺います。その後、警察に相談に行っている職員に対し、新たな事実が発覚したので、すぐ戻ってく

るようにと副市長から電話があったとの証言があるが、電話するに至った経緯と意図を伺う。 質問 5、副市長に伺います。副市長が警察に行った職員を呼び戻した理由を伺う。また、具 体的に何を話したのか。

質問は以上です。

質問に対する答弁を願います。

松本市長。

**〇松本市長** では、順次お答えいたします。

まず、2-1点目であります。令和2年11月24日の特別委員会でもお答えしておりますが、 平成30年12月3日、応接室で職員から、元職員が現金を着服した疑いがある旨の報告が口頭で ございました。

2点目、警察に通報するよう指示をしたという事実がございます。指示をした理由としては、報告内容が事実であれば、刑事事件になることは明らかであり、これを市で対応することは難しいと判断したためでございます。通報を受けて、どんな対応をしたかについては、令和2年11月24日の特別委員会でもお答えしておりますが、通報者に対してスピーディーに行動するように指示しました。また、県警に行く前に、元職員に持ち出したお金はどうなったか状況を確認して、不審な点があったら警察に相談するようにという指示をしました。

3点目、まず公益通報を不受理とした理由に関し、元職員を守る意図があったかということでありますが、そのようなことはあるはずがありません。不受理とした理由については、令和2年11月24日の特別委員会でもお答えしておりますが、今回の事案については、委員会での審査を待たずして、既に警察に相談するよう指示したことや、市職員で構成される委員会ではなく、第三者によって調査することとしたことなど、必要な措置を講じたため、不受理としたものでございます。

4点目、先ほど2-2でお答えしたとおり、報告内容が事実であれば、市だけで対応することは難しいと判断したということでございます。

#### 〇安保友博委員長 大島副市長。

○大島副市長 質問の2-4のうち、私に対する質問にお答えをいたします。

平成30年12月27日付の調査報告書にもあるとおり、職員が警察に相談に行っているという報告を受けた直後に、元職員が副市長室に突然現れまして、現金は預けてあると、来週にその現金が戻ってくるというお話がありましたので、相談に行った職員に対して、戻るよう話したものでございます。

2-5につきましては、先ほど述べましたとおり、元職員から現金が戻ってくるという話がありましたので、両方の話を突合しておらず、正式な形でのものがない中で警察へ連絡することは問題が非常に大きいという判断をいたしまして、すぐ戻るように指示をしたものでございます。

○安保友博委員長 それでは、順次、2回目の質問を行います。

質疑のある方は挙手願います。

齊藤委員。

○齊藤克己委員 4点目のところで、市長は警察に相談に行かせたわけですが、元職員からの申出により、副市長が呼び戻されたということですけれども、これは、この経緯、市長と副市長のこの時点で話合いがあったのか、意思というものが統一されたもので動かれていたのか、確認をさせていただきたいと思います。

# 〇安保友博委員長 大島副市長。

**○大島副市長** 市長には、まず、元職員から報告がある前に、片方だけの話を直接聞いて、両方の話を直接聞かないと、事実認定は難しいだろうという話はさせていただきました。先ほど市長が御答弁されたとおり、同一の理解はしていたところでございます。その後、職員が私のところに来まして、新たなこういう事実があるという話がありましたので、ただ、そのとき市長とは、別な公務がございましたので、相談はしておりません。私の判断で、職員に戻るように判断をしたところでございます。

#### 〇安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 先ほどの公益通報の不受理の件ですが、3日に口頭で報告があって、そして翌日、本人に現金の在りかを確認をして、不審だったので、警察に行ったということになると思うんですが、そして、本人に確認されたので、恐らく元職員が副市長のところに、来週戻ってくるという報告があったのかなと、時系列がちょっと分からないんですけれども、そういう感じがするんですが、そうすると、通報を、一旦帰ってくるようにという指示を副市長がされたということは、その通報自体が確定的に、市として通報したという形になっていない状況だったのではないかと思うんですけれども、その時点で、4日に公益通報の書類は上がっていると思うのですが、それを委員会を招集せずに不受理と決定をする起案書があると思います。

ということは、まだ事実がどうかということは全く分からない状況で、通報には行ったけれども、本人からそうした申出があったという状態の中で、委員会を招集しないで公益通報を不受理にしたという理由が、既に警察に通報していること、それから、第三者による調査を行うことということでしたけれども、不受理にした時点で、そういうことがしっかり決定をしていたのか。それから、委員会で受理・不受理の判断を書面の形にすると、第三者としての調査とか、そうしたことが不都合なことになったのか、そのあたりを伺いたいと思います。

〇安保友博委員長休憩します。(午後 2時35分 休憩)再開します。(午後 2時36分 再開)

大島副市長。

**〇大島副市長** ちょっとこれ、分かりづらいので、時系列で説明をさせていただきます。

まず、この案件について、私が説明を受けたのが、市長がこの案件について報告を受けた翌日でございます。翌日に報告を受けて、職員が警察に向かっているといった中で、その後、元職員が私のところに飛び込んできまして、そこで話を聞き、市長にこれこれこういう形で、お

金は返ってくることになっておりますという形でお話をさせていただいたのがその翌日でございます。それで、警察に向かった職員には、すぐ戻るようにというお話をさせていただきました。

公益通報は、その書類自体は12月4日付になっておりますけれども、実際にその話があったのは翌日の5日です。私どもが、これは公益通報に当たらず、案件の内容が刑事事件に当たるので、それは警察に任せるべきだと判断したのが12月7日でございます。

# 〇安保友博委員長 待鳥委員。

**〇待鳥美光委員** そうすると、公益通報が提出された場合、それを受理とするか不受理とする かは委員会の判断ではなく、委員会が開かれれば、委員長は副市長だったかと思うんですけれ ども、副市長の御判断で不受理にされたという理解でよろしいんでしょうか。

#### 〇安保友博委員長 大島副市長。

○大島副市長 私の判断でというよりも、この問題については、当時の市長と私、総務部長、 企画部長、記憶ではちょっとそこまでなんですが、幹部の中で、どういう対応を取るべきかと いうことで協議をしながら、全てのものについて判断をしておりまして、市長を含めた幹部の 中での協議の結果、これは公益通報として扱うよりも、警察に通報して、警察の判断に任せる べきだという結論に至ったわけでございます。

# 〇安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 1点確認なんですが、要綱では、委員会の中で受理・不受理を決定するとなっております。その場合、今のような御説明を公益通報をした職員の方に説明をして、取下げという形にするのが妥当だったのではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

# 〇安保友博委員長 大島副市長。

**○大島副市長** 今から思えば、そういうような手続をするべきだったと思いますが、当時としては非常に混乱している中で、いち早く事実関係を明確にして、真実を判明するということを考えておりましたので、そこまでの判断には至らなかったということで反省をしているところでございます。

# 〇安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 職員の方が3日に市長に報告をして、そして翌日、元職員の方に現金の在りかを確認をした上で、やはり不審だったので警察に行かれたという流れだと思うんですが、その際、警察への通報を、元職員に確認した上で、言ってきた通報者の職員の判断に任せられたように思えるんですけれども、そこは市として、例えば警察に相談をするとかではなくて、市長に通報してきた通報者の職員が元職員に確認をして、その判断で行かせたということでよろしいんですか。

#### 〇安保友博委員長 松本市長。

○松本市長 職員の個人の判断ということではなくて、当然通報者は複数の人間がおりますけれども、その状況報告の中で明確に、これは当時、私の判断が妥当だったか分かりませんが、

本人に確認をすることで証拠隠滅をするおそれがあるという、そういう認識の下で、まず警察に相談してくれという話をしました。警察に、通報というか、相談という形を取っていると思いますが、要するに、このような事案について、私どもの判断としては、犯罪であろうと思ったわけです。まず、やはり専門家に判断を仰いだほうがいいだろうということで、その相談先が警察が妥当だったのか、弁護士が妥当だったか、それは今となっては分かりませんが、当時の判断としては、まず警察に相談をして、そのような事案があり得るのかどうかということも含めて、これは話を聞いてもらったということでございます。

- 〇安保友博委員長 待鳥委員。
- **〇待鳥美光委員** そうすると、市長自らが、例えば元職員の方に確認をするとか、警察に相談に行くことをなさらなかったのは、逆にそれをやってしまうと、証拠隠滅等につながるという判断でという理解でよろしいですか。
- 〇安保友博委員長 松本市長。
- **〇松本市長** 少なくとも、当時私が聞き得た範囲での情報の中では、本人に確認をすることによって証拠隠滅もあり得るであろうと、私は感じたということであります。ですから、少なくとも、まず最初に警察に相談するということが重要であろうと思ったわけでございます。
- **〇待鳥美光副委員長** 議事を委員長と交代します。 安保委員。
- **○安保友博委員** 先ほどの3番目の質問の部分なんですけれども、実際に、今思えばということで、反省をしているという大島副市長の御答弁ありましたけれども、公益通報の制度というものが、結局、委員会が副市長、教育長、企画部長、総務部長、あともう一人で構成されて、委員会で内容を審査した上で、受理・不受理も決めるという話になっていると思いますけれども、その点、今のお話であれば、実際に公益通報が行われた場合に、適切な要綱に基づいた運用がなされていなかったという意味では、この要綱自体に問題があると考えているのか、それとも運用に問題があったと考えているのか、その辺についての評価はいかがでしょうか。
- 〇待鳥美光副委員長 大島副市長。
- **○大島副市長** 要綱自体云々ということではなくて、まずまれな事件だと、こういう役所関係 でこのような事件を取り扱うことは、まずまれだということ、想定していないような、想定していないと言うと叱られるか分かりませんが、あり得ないような問題が発生した中での判断であったということで御理解をしていただきたいと思います。

[「ちょっと補足していいですか」という声あり]

- 〇待鳥美光副委員長 松本市長。
- **〇松本市長** 公益通報者保護制度というのは、そもそも公益通報を行った者が不利益な取扱いを受けないというところに制度の趣旨があるわけでございまして、今回の場合、公益通報と称しての、要するに情報提供があったわけですが、実際問題として、通報者が不利益な取扱いを受けようがないわけでございます。通報したことによって、例えばそれを市役所が、私がそれ

を隠蔽しようと思えば、それは公益通報者保護の、まさにそこの話なわけですが、そうではなくて、即座に警察にその問題を伝えているわけですので、そもそもが、公益通報者保護の趣旨によるものというよりは、よりスピーディーにその問題について、専門的な捜査機関の援助を得ながら解決をしていくということのほうが、これは趣旨にかなったものであると考えますので、公益通報制度の趣旨にのっとって、そのあたりは考えていくと、そんなに問題のある内容ではないとは思っております。

# 〇待鳥美光副委員長 安保委員。

**○安保友博委員** 今の御答弁を受けて、隠蔽するということがある場合は違うという話がありましたけれども、そういう可能性も全部含めてのそういう制度だと思うので、その辺、刑事に委ねたから、市としてはそれに対しては直接対処しないという、完全に切り離してしまうような考え方というのは、果たしてそれで合っているのか。要は、市は市で独自で調査をするということも、もちろん考えられると思うんですけれども、先ほどの1つ目の項目の中でも、刑事の裁判に委ねるという話もありましたけれども、市として判断するということを放棄する理由が分からないので、もう一度考え方を教えてください。

#### 〇待鳥美光副委員長 松本市長。

○松本市長 市として判断を放棄するのではなくて、刑事事件も民事もそうですけれども、裁判で行われた判断というのは、それが事実であったかどうかは別にして、そうであったものと社会でみなすという社会通念があるわけですから、そこの部分に、要するに未確定のものがある中で周辺の判断をしていくということは、これは非常に危険があるわけでございます。ですから、判断を放棄しているのではなくて、いわゆる事実関係を固定させていくという司法の役割があるわけですが、それを踏まえて、関連の事項についても判断をしていかなければ、矛盾が生ずるわけでございますし、それが様々な影響を今後、行政にも与えていくわけでございますので、むしろ司法の判断の前に何らかの判断をするであるとか、あるいは、それにのっとって処分をするということ自体が、これは私としては、普通はないだろうと考えますし、また、そういうことがあるとしても、それは例外的なものであると考えております。

**〇安保友博委員長** 議事を副委員長と交代します。

大島副市長。

- **○大島副市長** 先ほど、反省をしているですとか、まれな事件であったということ、それは委員会に諮らずに不受理という判断をしたことにあって、捜査云々ということではないということを御理解いただきたいと思います。
- 〇安保友博委員長 熊谷委員。
- **〇熊谷二郎委員** 2-4のところで、新たな事実が発覚したのでというのは、元職員が副市長室に現れて、現金が戻ってくると。このことを指しているのか確認します。
- 〇安保友博委員長 大島副市長。
- **〇大島副市長** そのとおりでございます。

- 〇安保友博委員長 熊谷委員。
- ○熊谷二郎委員 情報提供があってから翌日に、そのことが行われたという認識でいいですか。
- 〇安保友博委員長 大島副市長。
- **〇大島副市長** そのとおりでございます。
- 〇安保友博委員長 熊谷委員。
- **○熊谷二郎委員** そうしますと、元職員が副市長室に、現金が戻ってくるという、これを伝えてきたという事実については、どのように、情報提供している場合には、恐らく元職員には、こうした通報しているということは知らされていないと思うんですね。その辺、元職員が現金戻ってくると言葉で言えば、手を打ったと考えられるんですけれども、その点、どうしてそういう通報をしてきたのか、その辺の判断というのがありますか。
- 〇安保友博委員長 大島副市長。
- **○大島副市長** この点については、市長からも再三申し上げているとおり、公判中の案件で私がしゃべるということは、あくまでも推測の域でしゃべることになりますので、お答えは控えさせていただきます。
- 〇安保友博委員長 齊藤委員。
- **○齊藤克己委員** 1点確認なんですが、4のところで、市長は先ほど、警察に相談に行かせたとおっしゃっていましたけれども、あくまで相談だということなんですが、もう一度、相談という意味合いが、どのような意図を持って、その後どのようにされるのかはあれですけれども、弁護士に相談することもあったんだろうというようなお話もありましたが、そのときの意図というのはどういうことなんでしょうか。もう一度、御説明いただけたらと思います。
- 〇安保友博委員長 松本市長。
- **〇松本市長** まず最初に、職員から報告があった際の内容というのは、皆さんも御存じのとおり、社会通念上考えられないような荒唐無稽な話でございました。ですので、それを踏まえて、少なくともそういう事実関係があるという報告があった。そしてまた、それに関して、現金の所在に関しての確認を職員が元職員に対して行った際にも、非常に不審な様子であったということを踏まえて、その事実関係をもって、今後どのように市役所として判断をすべきかという中で、まず警察に、今ある情報の中で、どういう判断をすべきかというところについて相談をさせたということでございますので、まさに相談でございます。

今、後づけで当時のことを思っていれば、情報が整理されるわけですから、それなりに事実関係が見えている部分はございますが、当時は本当に事実関係が全く分かっていない中でございますので、非常にそういう意味でいうと、困ったというか、普通には対処できないなというところを感じたのは事実でございます。

**〇安保友博委員長** ほかに質疑ありますか。

[「なし」という声あり]

ほかに質疑がなければ、次に進みたいと思います。

次に、3、パワーハラスメントについて質疑を行います。

まず、一括して質問を読み上げます。

質問1、市長が元職員に注意したパワーハラスメントの内容は。また、注意した回数は。注意した時期はいつの頃か。

質問2、元職員に対し、口頭で注意する等の対応をしたとの答弁があったが、状況が改善しなかった経緯。さらに踏み込んだ対応が必要だとの判断はなかったのか。

質問3、パワーハラスメント行為者はパワハラをしている意識がなかったことも考えられる ので、本人に注意するのではなく、組織として対処することを当時検討しなかったのか。

質問4、2020年6月施行されたパワハラ防止法では、事業主はパワーハラスメントを防止する措置を講じることが義務化されたが、事業主として、法が求める防止措置(例えば厚労省のパワーハラスメント対策導入マニュアルを踏まえた措置)は取られたのか。

質問5、市が元職員を厚労省に出向させた理由・目的は何であったか。また、厚労省で担当した業務内容と厚労省における元職員の実績を伺う(出向によって箔がついたと勘違いし、また、厚労省への出向によって介護分野の権威と評価された結果、元職員に他職員に優越する意識を増長させ、また、市の幹部に、余人をもって替え難しとの認識が植え付けられたのではないか)。

質問 6、平成29年末までに職員から職員課に相談があった元職員によるパワーハラスメントの対応について、市長は把握していたのか。

質問7、市長は、職員課が相談の記録を残さず、処理委員会への提起もしていないことについては把握していたのか。

質問8、相談があったことについての報告に対して、市長はどのような指示・対応をしたのか。

質問9、20人の訴えが出る前まで、パワーハラスメントの存在について、どのような認識であったか。その後、現在まで、パワーハラスメントについてはどのような認識を持っているか。 質問10、同部局内で複数の職員が体調を崩したり、長期間休んだり、異動を希望する等の状況があったことについて、どのように受け止め、市長はどのような対応をしたのか。

質問11、部内のパワーハラスメントが職員の健康や安全を阻害している状況、業務の公正な 遂行や判断力に影響を及ぼしている状況等への認識はあったか。

質問12、和光市職員評価制度に関する実施要領(平成29年4月)に評価者関係(評価者と非評価者の関係)がある。部長相当職の第一次評価者は副市長、第二次評価者は市長が担当する。評価項目は20項目、その中に職場安全配慮項目がある。内容は、セクシャル・ハラスメント、パワーハラスメント等の職場ハラスメントや公務災害の防止及び除去に取り組んでいるかの評価である。5段階評価であるが、平成24年10月から元職員は保健福祉部長の職にあったが、この間のパワーハラスメント等の事象は相談はなかったのか。職場からの声は上がっていなかったのか。

質問13、元職員の保健福祉部長の期間の人事評価をどのようにされていたのか。特に評価項目の13、職場安全配慮についての評価を伺う。

質問14、元職員には訓告、また、総務部長、職員課長には、安全義務を怠ったとして口頭注 意がされている。部長職の上司である市長、副市長の管理監督者としての処分は行われていな いが、今後の対応は。

質問15、これまでの事件等を踏まえ、パワーハラスメントの処分が適切であったのか。 質問は以上です。

それでは、質問に対する答弁を願います。

松本市長。

**〇松本市長** 3番のパワーハラスメントにつきましては、一括してお答えをさせていただきます。

まず、今回の一連の事件については、公判がまだ行われている最中であり、一連の事件とパワーハラスメントの関係が明らかになっておりませんので、その点は御理解をいただきたいと思います。

しかしながら、元職員によるパワーハラスメントにつきましては、和光市ハラスメント被害処理委員会特別委員会を設置・付託し、関係者への聞き取り調査を経て、平成30年3月にパワーハラスメントの事実を認定しております。この事案における対応については、令和元年9月定例会及び12月定例会で、富澤勝広議員の一般質問の中でお答えしておりますとおり、職員課からの報告の下、指示・対応をしてきたところでございますが、訴えた方の匿名性を担保しなければならないこともあり、当人に対してどこまでできるかという中で、十分に熟慮を重ねた上での判断ということでございます。

また、元職員によるパワーハラスメントに関しては、職員課から報告を受けておりましたので、特別委員会でパワハラ行為が認定される以前にも、時期、回数については、これは記憶しておりませんが、複数回にわたり注意を行っております。しかしながら、結果として、パワーハラスメント行為を止めるに至らなかったことから、もっと厳しく指導すべきであったというのが大きな反省点であると認識をしております。

次に、元職員を厚生労働省に出向させた理由についてでございますが、出向当時、私は市長ではありませんので、詳細については把握しておりません。元職員は、当市の介護予防事業の中心人物として広く知られており、その中で国とのつながりを持っていたものと推察されます。出向に当たっては、和光市を一旦退職して厚労省に出向していることから、担当業務や実績については、市としては記録を所持しておりません。

次に、元職員の職場安全配慮に関する評価についてでございますが、こちらの項目については、平成29年から新たに設けられております。元職員に係る職場安全配慮に関する評価については、個人情報及び人事管理情報に該当しますので、詳細についての答弁は控えさせていただきますが、職場安全配慮の評価については、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント

等の職場ハラスメントや公務災害の防止及び除去に取り組むの着眼点に基づき、判断している ところです。

市といたしましては、一連の事件とパワーハラスメントの関係が明らかになった上で、パワーハラスメントを発生させない職場づくりに努めていくとともに、パワーハラスメントが自身や組織にもたらす重大なリスクについての意識の醸成を図るため、継続した研修などに取り組んでまいりたいと考えております。

**〇安保友博委員長** それでは、順次、2回目の質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 平成30年1月に、20件ぐらいのパワハラの通報が上がったわけですけれども、それまでも相当数の相談等はあって、そして、その記録等が今残っていないので、厳密に何件あったかということは分からないとの御答弁でした。それまでの間も、市長から口頭で注意をされていたということで、先ほど御答弁の中で、より厳しい対応をすべきだったとおっしゃったんですけれども、平成30年1月に多数書類上で上がってくる前にも、異動の希望であるとか、あるいは病気になって休職をするとか、そういったことは、かなりの件数あったと思っております。その際に、異動させるというような、個々に対する対応をしてきたと思うのですが、それで、まだそういうことが続発していた状況の中で、それ以上の対応をされなかったという、そこの御判断について伺いたいんですけれども。

#### 〇安保友博委員長 松本市長。

**〇松本市長** まず、この件につきましては、今回の事件とパワーハラスメントとの関係が明らかになっていない中で、先ほどお答えしたとおり、その中ではあるけれども、私の把握しているお話をさせていただきました。

ですので、委員会の趣旨とこのやり取りが合致しているのかどうか、そこは私には分かりかねますが、ただ一つ言えることは、パワーハラスメントの処理において重要なのは事実の認定でございます。その事実の認定につきましては、通報者からの様々な事案について特定するとともに、さらには加害者側にも、それを裏を取る必要があるわけです。ただ、裏を取る際には、当然、いつ、どこで、誰とどういうことがあったかということを特定されなければなりませんので、そこの処理に至るまで到達する事案がなかったということでございます。ですので、その際に、私どもも非常に苦慮して、このような処理になってきたということでございます。

#### 〇安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 そこの関係が、公判の中では明らかになっていないということですけれども、調査報告書を見ると、明らかに、それ以上は言えなかったというような職員の訴えが多数あります。ですので、そこは、そういう職場環境でなかったら、これだけ長い間、表に出ずに来たということがなかったのではないかというのは、委員誰しも感じていることだと思って、今お聞きをしているんですけれども、それでもそれ以上のお答えはいただけないでしょうか。

### 〇安保友博委員長 松本市長。

**〇松本市長** こうだと思うとか、そういうお答えについては、私は一切いたしかねます。先ほども申し上げましたが、パワーハラスメントの事実があったということ、そして、それがどういうものであったかということ、それを踏まえて、パワーハラスメントについては処理をされるというのが、これはこの場におられる皆さん御存じだと思います。

例えば、待鳥委員がパワハラの加害者だったとして、被害者の方がこういう事実関係だからと言っているということだけ、一方的にそれをうのみにして、あなたはパワハラの加害者でありますと言われたということを想像していただければと思いますが、やはり被害者の側でこういう事実があったということを、ある程度しっかりと確認する段階を踏まえないと、その後の処理ができないわけです。

これ、実はパワハラの制度の一つの欠陥かもしれません。というのは、パワハラの加害者は、加害をしているかどうか分かりません。被害者については、いつ、どこどこで、どういう被害を受けたということを思い出すだけでも、また苦しくて、二次被害があるわけですね。ですから、本来であれば、そういうプロセスを経ずに処理ができるのであれば、そのようにしたいわけですが、ただ、今の仕組み上、そこを飛ばして、被害者の言うことをうのみにして何か処理をした場合には、これは、万一それが間違っていた場合に裁判沙汰になるわけでございまして、我々としては、その当時できる範囲のパワハラ対応をさせていただいたという認識だということを、これは議会でも何度も申し上げてきましたが、そういう事実だったということでございます。

そして、それがなかったらどうだったかということについては、仮定になってしまって、これは責任のあるお答えができませんので、私としてお答えできる範囲というのは、その点までかと思っております。

# 〇安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 パワハラの事実認定については、今の御説明で了解いたしました。ただ、特別委員会ができる前、それまでの記録を取っていない相談の時点で、例えば私たちのところにも、市民の方から多数のそういった情報が寄せられていました。

パワハラの認定が事実としてされるかどうかということは置いて、職場の環境とか空気とか、 そうしたものが、その相談の中からもうかがい知れるはずだったと思うのです。その時点で、 市長は職場、フロアの状況を実際に自分で感じられるような形で見に行かれたり、あるいは、 様子を実際に見て感じるといったことはされたのでしょうか。

#### 〇安保友博委員長 松本市長。

**〇松本市長** 私自身も各フロアに行って、いろいろな職場の状況を把握するということは、特に当時もやっておりましたが、ただ、確かにいろいろな方から、威圧的な言動があるのではないかとか、そういう御意見いただくたびに、これは当人には注意はしてまいりました。ただ、その注意をしたということに関しましても、後から様々な報告、特に平成30年の報告の際には、

実は市長が注意をした後で、呼ばれてどなり散らされたとか、おまえのせいで市長にごちゃごちゃ言われたぞとか、そういうことを言われたというようなことを、平成30年だったか記憶が分かりませんが、ただ、後になって、私が注意をするたびに威圧的な言動があったという報告を後に受けて、非常にそれは、私としても情報収集不足だったなと思っておりますが、私としては、かなり強く注意をして、しかもその注意をした際には、当人は非常に平伏して、私としては情熱を持って指導したつもりだったが、行き過ぎだったようで申し訳ないというようなことを言っていたわけですが、そのような態度を取りつつ、反対側では違うような態度だったのではないかという話を聞くに、私としても、指導の仕方が完璧であったとは思っていないという状況ではございます。ただ、そこまでです。

# 〇安保友博委員長 齊藤委員。

**○齊藤克己委員** 1点お聞きしたいんですが、今回の職員に対してのパワハラ云々ということに関しては、公判中ということですけれども、特別委員会で、いろいろな形で資料を拝見する中で、やはり相談があった相談記録が残されていないわけですけれども、それについて、市長はどのように感じていらっしゃるのか。組織としての相談体制というものが、しっかりできていなかったのではないかというような感じがあるんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

#### 〇安保友博委員長 松本市長。

**〇松本市長** 相談の記録が残っているかどうかということについて、私は確認をしたことがございませんでしたので、相談があったとして、相談が記録されるという仕組みになっていて、その記録の年限まで記録が保存されているというのが、これがあるべき姿でございますので、そのあたりはそういうことがなされていなかったとすれば、もちろん記録を残すようなものについては、記録を年限まで残すという、そういうところについては再度確認をしたいと思います。

# 〇安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 質問4のところでお聞きしますが、先ほど市長の御答弁では、回答がなかったように思いますので、繰り返しになりますけれども、去年の6月にパワハラ防止法が施行されまして、日本でこういう法律化されたのは初めてのことなんですけれども、当時のパワハラがされていた職場環境とは、パワハラ防止法によって大きく環境が変わるのではないかと思うんですが、雇用主としてパワハラ防止措置を講ずることが義務化されているわけなんですが、雇用主としての防止措置というのは取られたのか。これから検討して、順次措置を取っていくのかお聞きしたいんですが、例えばパワハラの事例が列挙をされていたり、あるいは、何か就業規則等でパワハラについての方針を文書化するとか、そういう法制化されているわけなんですが、そこら辺、市としては、今後どのように対応していくのかお聞きします。

# 〇安保友博委員長 松本市長。

**〇松本市長** まず、この事案は施行前ということで、現状ということでありますが、当然法に

のっとった対応をしているということでございます。

- 〇安保友博委員長 金井委員。
- **〇金井伸夫委員** 具体的に、そういったパワハラ防止の文書化は、今後検討されていくのですか。
- 〇安保友博委員長 松本市長。
- **〇松本市長** 法の施行を踏まえて、旧来のものから、今見直しをしているところでございます。
- 〇安保友博委員長 松永委員。
- **〇松永靖恵委員** 先ほどの御答弁の中で、パワーハラスメントというものがこの事件に関連しているということで、お答えできないということは重々承知はしております。

先ほど、周りの方からパワーハラスメントがあったということで、市長が口頭で何回か注意 したことで、逆にまたそれが、被害に遭わないかという御心配もあるとは思うんですが、パワ ハラを受けたという職員を異動させたりとか、そういうことで、元職員を同じ職場というか、 異動させなかった理由は、何か大きな理由があったのか伺います。

#### 〇安保友博委員長 松本市長。

**〇松本市長** これは一般質問でも過去にお答えしたことでございますが、一度異動をするということで、そういう異動しようとしたわけでありますが、その際に、政府のほうから動かさないでくれと言っているという、そういう虚偽の報告を元職員が私にしたわけであります。私も、今思えば、そんな荒唐無稽なことはあり得ないわけでございますし、また、よくよく考えれば、厚労省のしかるべき役職の方に、そのようなことがあるかというのを当時確認すべきだったとは思いますが、私はうかつにもその話を信じてしまい、人事については、そのときは執行しなかったわけでございます。

ただ、後に、この事件の発覚後に、厚生労働省の幹部に確認をいたしまして、そのような話を、少なくとも厚生労働省から同容疑者にしたということは一切ないと確認を得ておりますので、これは大変申し訳ございません、市民の皆様にも私からおわびを申し上げるしかありませんが、私がだまされたということでございます。

#### 〇安保友博委員長 松永委員。

# 〇松永靖恵委員 分かりました。

それでは、もしかしてお答えしにくいことかもしれないんですけれども、実際にこの資料を 取り寄せた中で、何人もの方のパワーハラスメントの内容を見てみますと、やはりすごくひど くて、途中で私も、ちょっと読めないような感じの内容もございました。異動させた職員とか、 まして病気で休職していた職員に対して、市長は、環境づくりもそうですけれども、そういう 方たちに対しての心のケアとかいうのは、どのように対応されてきたのか伺いたいと思います。

#### 〇安保友博委員長 松本市長。

**〇松本市長** 私自身も、異動の希望者であるとか、あるいは退職の希望者と面談をする中で、 どうしたらいいかということを何人もの職員と話をしましたが、その際には、異動させていた だければという話があったこともございますし、これも後から考えれば、やはり職員が怖かったのかもしれませんが、私に正直な、本当はどうだったのかというところまでの報告をさせられるだけの、私が聞き取りができなかったのかもしれませんので、そこは、当時の私の把握をしていた内容を超えたハラスメントがあったのだということは把握をしているところでございます。

- 〇安保友博委員長 富澤啓二委員。
- ○富澤啓二委員 大島副市長にお聞きします。人事評価に関してはお答えできないという先ほどの答弁がありましたが、大島副市長は2015年、平成27年度から副市長に就任されましたが、元職員の人事評価、3回ほど評価する立場にあったと思うのですが、外部からの視点、目を持っていらっしゃると私は認識していますが、今現在で、評価基準があれば教えていただきたいんですか。
- 〇安保友博委員長 大島副市長。
- ○大島副市長 今時点で、こういう事件が起きている中ではなくて、当時、私が赴任してきて、彼の評価内容と自己申告もありますので、そういう内容を見たところ、非常にやる気があって、積極的な職員であるという判断はさせていただいておりました。
- 〇安保友博委員長 富澤啓二委員。
- **○富澤啓二委員** 分かりました。全般的な評価はそれだというふうに理解しますが、パワハラの件に関しては、いわゆるつかむ情報等というのがなかったと理解してよろしいでしょうか。
- 〇安保友博委員長 大島副市長。
- **○大島副市長** 直接私のところにということではございませんが、職員課長、総務部長、また市長からも、そういうような内容は聞いておりましたので、評価する中でその辺についても、私なりに配慮はしてきたつもりでございます。
- 〇安保友博委員長 富澤啓二委員。
- **○富澤啓二委員** その最後のフィードバックに関しては、元職員に指導したということになる のでしょうか。
- 〇安保友博委員長 大島副市長。
- **○大島副市長** フィードバックは、その評価内容を返した職員から申出があって、これについて、どういう考え方でこういう評価をされたのだという質問があった場合に返すというもので、こちらから積極的に返すものではございません。
- **〇待鳥美光副委員長** 議事を委員長と交代します。 安保委員。
- **○安保友博委員** 先ほど来、市長、副市長におかれましても、匿名で相談があって、それで、相手方に知られたらいけないからということで配慮してきた、対処されてきたという話がありましたけれども、例えば注意をするにとどめたり、相談してきた人を異動させるということ、それが1件、2件ではなくて、複数あったということを踏まえて、それに対して処理委員会が、

そういう制度があるにもかかわらず、それが機能していないだとか、言わば市としてのセーフ ティーネットというものが機能していないように見えるのですが、それに対して、制度上仕方 がないということで諦めていると、今の答弁だけでは、そのように聞こえますが、もう一度、 それに対してどのように考えているのか、今後どう取り組んでいくのかについて伺います。

#### 〇待鳥美光副委員長 松本市長。

**〇松本市長** これは繰り返しになりますが、要するに事実関係の認定をもってハラスメント行為に対して対応していくというのが、これが大前提でございます。それに関して、途中のプロセスを飛ばしてハラスメントの処分をした場合に、事実とそれが違っているということもありますので、それに関しては、やはり慎重な立場を取るべきだと思っております。

ただ、これは事件と全く関係ない中で話をさせていただきますが、ハラスメント行為自体の報告があったとして、今後その報告に関して、本人が、申し出たくないということ自体にも、実際には、これは後から振り返っての話になりますが、匿名でないと通報ができないほど恐れているという可能性もあるというところを踏まえて、今後の判断をしていかなければならないというのが現在の認識でございます。

#### 〇待鳥美光副委員長 安保委員。

**〇安保友博委員** 今の時代においては、広く、恐らく世界中というか、日本国内では少なくと も、そういう認識が一般的であろうと思っておりますけれども、その上で、今、和光市として は、どのように改善していくのかについての考えはいかがですか。

# **〇待鳥美光副委員長** 松本市長。

**〇松本市長** 大変申し訳ないのですが、それを踏まえて、一つ一つに対応していくことはできますが、ただ、先ほどから申し上げているとおり、そうはいっても、やはり制度の範囲内でしっかりとやるというのがまず第一だというふうに、これは安保委員も法律家ですから、お分かりだと思いますし、また訴訟リスクのこともございますので、行政としてやっていい判断の範囲内で最大限の努力をしていきたいと思っておりますのと、先ほど申し上げたような点に注意をしていきたいということでございます。

#### 〇待鳥美光副委員長 安保委員。

**〇安保友博委員** これまでの話の中で、相談者は複数いた中で、その対象となる、いわゆる加害者だと訴えられていた方は特定の者であったという話の中で、もちろん反対、実際の当事者に双方から話を聞くということができなかったという事情はあるにしても、少なくとも同じ人について、複数の訴えが起こっているという話は把握されていたと思うのですが、それでいても、やはり対症療法しかないということで、今までのやり方で仕方なかったと、また今後に関しても、制度上はそうなっているので仕方がないという、そういう判断ということでよろしいですか。

# 〇待鳥美光副委員長 松本市長。

**〇松本市長** 今回も、平成30年に異動とともに、今後のハラスメント行為があった場合につい

ても重大な処分があるという、そういう厳重注意を行ったという背景には、多数の訴えがあったということを踏まえたということがございます。ですので、委員のおっしゃることは当たらないのかなと思います。

少なくとも、平成30年に多数の申出がある以前に、要するに複数の申出があった時点で、そういった強い措置が取られていたほうがよかったのではないかということは、今の観点からいうと、言うことができますので、今後そういったところに十分配慮しながら運用していきたいと考えております。

**〇安保友博委員長** 議事を副委員長と交代します。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

それでは、次に進みたいと思います。

休憩します。(午後 3時22分 休憩)

再開します。(午後 3時30分 再開)

続きまして、4、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金についてです。

1回目の質問を読み上げます。

質問1、補助金交付要綱もないのに支出している。請求書もない。市長決裁を受けているから、市長の権限で支出しているのか。元職員は国の職員であったということです。市長はどのような判断で支出したのか、担当からどのような説明を受けていたのか。

質問2、事務執行上は何ら問題なく執行された。会計検査院は病床移行ができていないこと を指摘し、返還金の要求を行っている。交付金の事務処理を行ったのは元職員ではない。訴え の提起もあるが、これに関連し、この点をどのように判断したのか。

質問3、会計検査院の指摘により交付金を返還することになったが、詳しい経緯や原因について究明するように指示は行ったのか。

質問4、会計検査院の実施検査の結果があったのは平成26年6月12日なのに、平成26年1月15日に事業が未実施であることが判明した経緯について。

質問5、会計検査院の結果待ちではなく、交付金の返還について、平成26年3月11日に伺い をしているのはなぜか。

質問6、A事業者に支払った4,500万円の返還請求はしないのか。

質問7、一連の過ちが生じた要因は何だと認識しているか。

質問は以上です。

質問に対する答弁を願います。

松本市長。

○松本市長 この4番についても、まとめてお答えをさせていただきます。

この件につきましては、令和2年9月の議会におきまして議決をしていただき、10月15日に さいたま地方裁判所へ訴状を提出いたしました。その後、11月27日に第1回目の公判が行われ、 訴状内容の確認が行われました。令和3年1月22日に第2回目の公判がウェブで行われ、1月14日に被告側から提出された被告準備書面について確認等が行われました。さらに、今月26日に第3回目の公判が予定されております。

以上のように、現在、民事裁判中でありまして、今後も公判が継続されますことから、御質問については裁判に影響を及ぼすおそれがあるため、現時点ではお答えを差し控えさせていただきたいと考えております。

- **〇安保友博委員長** 終わりですか。
- 〇松本市長 終わります。
- **〇安保友博委員長** 答弁が事実上なされておりませんけれども、2回目の質問はありますか。 富澤勝広委員。
- ○富澤勝広委員 今の御答弁ですと、再三の一般質問の中でもそういう御答弁で、なかなか事実関係が明らかにならないので、委員会としても対応のしようがないというのが事実だと思いますけれども、私はこの問題を提起したときに、なぜ国の職員である元職員が市の職員に対して指導して、4,500万円の交付金の支出をしたということで、今回訴えるということですよね。中身はそうだと思いますけれども、でも実際、ここにも書きましたけれども、事実として、やったのは市の職員であって、決裁権者は市長が決裁をしておりますから、基本的には支出の状態を見ると、最高責任者は市長であるから、市長の権限で支出をしたということになると思うんですけれども、その辺の御判断のお答えはいただけないですか。
- 〇安保友博委員長 松本市長。
- **〇松本市長** まさにそこが、裁判で今後争点になっていくところでございますので、この場で お答えをしないほうが、裁判への影響がないのではないかと思っております。
- 〇安保友博委員長 冨澤勝広委員。
- **○冨澤勝広委員** あともう一点ですけれども、私がこの問題を提起したときに、そもそも論として、なぜ返還金を、建設事業主に交付したお金を市が補正予算を組んで返したということですから、なぜ市が返さなければいけないのか、そこが疑問でならないところだったんですよ。その辺の御判断は、市長はどうしていますか。
- 〇安保友博委員長 松本市長。
- **〇松本市長** 当時の、これまでも議会で御説明をさせていただいたような説明を私も受けて、 また、その説明を議場でもさせていただいて、議会で議決をいただいて、支出がなされたとい うことでございますが、今振り返ってみれば、そこが実は事実と異なっていたのではないかと いうのが、この民事裁判の争点になっているわけでございます。
- 〇安保友博委員長 冨澤勝広委員。
- ○冨澤勝広委員 その点が事実と異なっていた、当初の説明と違っていたということであれば、 建設事業主に求償してしかるべきかと私は思いますけれども、今の市長の御判断としてはどう ですか。

- 〇安保友博委員長 松本市長。
- **〇松本市長** その点につきましては、弁護士とも相談しながら検討しているところでございます。
- 〇安保友博委員長 冨澤勝広委員。
- **○冨澤勝広委員** 検討は分かりますけれども、訴えの提起は市民の税金を使って訴えていますよ。その辺の御判断は全くないということですか。要するに建設事業主に求償、お話は全くしていませんか。その辺の確認ですけれども。
- 〇安保友博委員長 松本市長。
- **〇松本市長** そのやり取りがあったかということも含めて、この場では控えさせていただきたいということでございます。
- **〇安保友博委員長** 冨澤勝広委員。
- ○富澤勝広委員 7項目にわたって提案をさせていただいた分がありますけれども、今、お答えができないという部分があるので、その辺は再度、何らかの機会でお願いする形になるかと思いますけれども、いずれにしても、中身を見てみると、いろいろな手続の不備が結構あるわけですよ、元職員の指示に従ったとしても。例えば請求書がなかったり、市の補助金要綱もなかったり、あるいは請求書を要綱がないのに作って会計検査院のときに提出していたり、いろいろな不備があるわけですけれども、そういった不備に対して、市長はどういう御判断をされますか。
- 〇安保友博委員長 松本市長。
- **〇松本市長** 不備であるとか、あるいは作為的な隠蔽であるとか、そういったところの有無ですとか、あるいはその事実関係が、まさに裁判の争点になってまいりますので、私としても、一言で言うと、これもだまされたというところがあるというのが私の認識でございますので、そのあたりも事実関係を踏まえて判断をしていきたいと考えております。
- 〇安保友博委員長 冨澤勝広委員。
- **○富澤勝広委員** なかなかよく分からないところで、裁判の進行状況によっては、市が補正予算を組んで5,600万円ぐらい返していたんですかね、延滞金も含めて。そのお金、交付金本体の4,500万円、これについては、裁判の状況によっては、建設事業主に求償をすることもあり得るという御判断もありますか。
- 〇安保友博委員長 松本市長。
- **〇松本市長** 事実関係がまだ明らかになっていない中ですので、仮にという話はできないわけですが、事実関係が明らかになったものを積み上げて判断をしていきたいと考える次第でございます。
- **〇安保友博委員長** 冨澤勝広委員。
- ○冨澤勝広委員 もう一回確認をしておきたいのは、会計検査院が指摘をしているのは、病床 移行、45床が移行していない。それがために、交付金を返還しなさいよということですけれど

も、その時点で病床移行、45床移行していた場合、その4,500万円に関しては、返さなくていいような判断もあったのではないかと思われますけれども、その当時の判断はどうであったのか、市長の御判断は。

- 〇安保友博委員長 松本市長。
- **〇松本市長** 今後、病床移行の努力があったのかとか、そういったところも含めて、事実関係が明らかになっていくと思いますので、現時点でそこは明らかにできないということと、さらに言うと、補助金に関しては、当然形式的な要件を満たしていれば、それでいいわけでございますが、それ以外にも、委員がこれまでも議会でも御質問いただいて、私たちも答弁をしてきたような事実関係に関して、疑義があるというのは間違いありませんので、そこを明らかにしながら、それを踏まえた判断をしていきたいということでございます。
- **〇安保友博委員長** ほかに質疑ありますか。

[「なし」と言う声あり]

ほかになければ、次に進みます。

続いて、5、定期巡回サービスにおける情報システムの導入事業についての質問を読み上げます。

質問1、平成26年12月22日に契約、同日、支出命令書を発出し、成果物の確認がないにもかかわらず、同日に検査印を押し、12月26日に支払いを済ませた一連の流れについて、市長はどう捉えているか。また、起案文書について、市長はどのような報告を受け、質問をしたのか。

質問2、納品をされていないものを支払った件について、どう考えているか。

質問は以上です。

質問に対する答弁を願います。

松本市長。

- **〇松本市長** この5につきましては、令和2年12月市議会に議案を上程させていただき、継続審査となり、先日の文教厚生常任委員会で秘密会で扱われた案件でございます。この質問のお答えにつきましても、秘密会の核心に触れる話になってまいりますので、この公開の特別委員会での議論にはふさわしくないという認識でございます。
- **〇安保友博委員長** すみません、この質問の内容自体は、既にこちらで受領している資料を見れば分かることですので、ちょっと今の答弁だと答弁になっていませんので、もう一度お願いしたいと思います。秘密会の話とは関係ないと思いますので。

休憩します。(午後 3時41分 休憩)

再開します。(午後 3時42分 再開)

松本市長。

**〇松本市長** それでは、触れない範囲でお答えをさせていただきます。

まず1番目、規則上、私が決裁権者となるのは、契約時の起案文書のみとなりますが、1者 随契の場合は、補正予算成立日、議決日に契約の締結を行うということも、これはあり得ます ので、その時点では、私としては不審には思わなかったということでございます。少なくとも 不審に思ったという記憶はございません。ただ、成果物の確認もないまま、支出命令書に検査 印を押して支出をするということは、これは到底あってはならないことであるという認識でご ざいます。

2点目、納付印を押されていないものを支払ったということは、当然あってはならないことでございますので、この点につきましても調査を進め、元職員の不正な指示によるものであったことが判明したことから、12月議会において、元職員に対する訴えの提起の議案を提出させていただいたということでございます。

**〇安保友博委員長** それでは、今の答弁に対しまして、2回目の質問がある方は挙手を願いま す。

冨澤勝広委員。

○富澤勝広委員 今、市長からお話しあったように、12月22日、議会の最終日に起案文書を起こして契約を行っている。同日で契約していると思うんですけれども、問題は、同日に納品があって、検査印も押しているということで、契約書上は次年度の1月末でしたかね、ちょっとあれですけれども、その辺までの履行期間があるわけです。それから判断すると、22日、同日付で成果品が入ってくるというのは不自然だなと思われますけれども、その辺の御判断は、先ほど御答弁ありましたけれども、もう一度お願いしたいと思いますけれども。

#### 〇安保友博委員長 松本市長。

**〇松本市長** 契約の履行期限を全ての契約について把握をした上で、それを踏まえて決裁印を押すというような形での事務は取らせていただいておりませんので、形式的な不備がない形で職員から報告が上がったものについて、特に不審に思うことがなければ、その決裁文書をもって判断をさせていただいているというところでございますので、もしかしたら、契約の期限と、それから支払日の関係性等については、何らかのマニュアル等でチェックをするような体制もあってもいいのかなと、これは後づけでは思いますが、当時としては不審に思うようなことがなかったということでございます。

#### 〇安保友博委員長 冨澤勝広委員。

**○富澤勝広委員** 起案文書を見ると、起案日から契約に至るまでは、何ら不自然なところはないわけですけれども、ただ、契約書の中身を見ると、履行期間等も全て、先ほど申しましたように含まれているので、支出伝票を見ると、当日で支出がされているということで、その辺が不自然な部分があるので、現場の当時の担当者はどういう御判断をされたのか。市長もこの事件があって、お聞きになっていると思いますけれども、その辺はどういう内容でしたでしょうか。

#### 〇安保友博委員長 松本市長。

**〇松本市長** そのときのことに関しては、聞き取りはさせていただいておりますが、公判に影響がありますので、この場では大変申し訳ございませんが、お答えしかねるということでござ

います。

- 〇安保友博委員長 冨澤勝広委員。
- **○富澤勝広委員** あと1点確認したいのは、委託先の事業者が、このシステムをやる上で、この事業者でしかできなかった理由についてはお聞きになっていますか。
- 〇安保友博委員長 松本市長。
- **〇松本市長** 今ちょっと、つぶさに記憶を掘り返すことはできませんが、当時の予算審議の中で説明をされた内容で、私も、その説明を踏まえて議案も提出しておりますし、また議案審査も行われたということでございます。
- 〇安保友博委員長 冨澤勝広委員。
- **○富澤勝広委員** この事業者というのは、厚生労働省のマイナンバー汚職事件の相手方の会社 ですけれども、そのときには、この名前を見て分かった、そういう事件があったということは 分かっていたはずですけれども、その辺はどういう御判断だったんでしょうか。
- 〇安保友博委員長 松本市長。
- **〇松本市長** 大変申し訳ございませんが、その業者名で、厚労省の何らかの事件があった企業 であると把握することはできませんでした。
- 〇安保友博委員長 冨澤勝広委員。
- **○富澤勝広委員** かなり報道なんかでも騒がれた案件だと思いますけれども、市長はその企業 を御存じないということですか。
- 〇安保友博委員長 松本市長。
- **〇松本市長** 契約は確かに厚労省の事案は先ですけれども、事件として報道された後に、これが出てきているという認識ですかね。ちょっとそこは、すみません、私、分かりかねるんですが。
- 〇安保友博委員長休憩します。(午後 3時49分 休憩)再開します。(午後 3時53分 再開)

松本市長。

- **〇松本市長** この事件が、当時もう既に進行中だったようですが、事件の報道で明らかになったというのが2015年でございまして、実は2015年の容疑者が逮捕されたときに、私、本人には、今回話題になっている人物には、彼知っているかという話をしましたが、あまり知らないという、そういう話をした記憶が残っていますので、それよりもこの件は若干前だったかなと思いますので、ちょっと残念ながら、当時の情報の中では、事業者の素性というか、それについては、分かり得なかったということでございます。
- 〇安保友博委員長 冨澤勝広委員。
- ○冨澤勝広委員 あと1点、契約の中で確認しておきたいのは、検査、成果物の仕様に定めている、適合しているかどうかという検査ですけれども、検査を行ったときには、相手方に対して、書面でその結果を通知するということになっています。その書面が、頂いた文書の中には

見当たらないんですけれども、それは相手方に発行したんでしょうか。

- 〇安保友博委員長 松本市長。
- **〇松本市長** 大変申し訳ございません。その事務手続までは把握しておりませんのと、通常の 事務執行の中でも、そういった書面までは、私のほうでは確認をしていないということでござ います。
- 〇安保友博委員長 冨澤勝広委員。
- **○富澤勝広委員** 担当の方がいらっしゃいますけれども、そちらにお聞きしてもよろしいですか。
- 〇安保友博委員長 松本市長。
- **〇松本市長** 少なくとも、今、市で把握している文書の中には、それは入っていないようでございます。
- 〇安保友博委員長 富澤勝広委員。
- ○富澤勝広委員 あと、そもそも論ですけれども、また繰り返しになってしまいますけれども、この1,560万円の業務委託、システムの委託料ですけれども、成果品がないということで、今までずっと御答弁がありましたけれども、ということは、その業務が正しく履行されていないということだと思うんですね。そうすると、この契約自体が無効になるとすれば、この1,560万円はどこかに求償しなければいけないなと、再三思っているんですけれども、今回訴えの提起で、そういう業務に関わった元職員を訴えているわけですけれども、損害賠償請求で。

これ、事業者に対して、先ほどと同じになりますけれども、求償はできなかったのかどうか、訴えの提起の前に。その辺はどうだったんでしょうか。この1,500万円、市税を投入して、補正を組んで出しているわけですけれども、その辺の対応がどうであったのか、それをもう一度確認したいと思います。

- 〇安保友博委員長 松本市長。
- **〇松本市長** 今回判明している事実を踏まえて、求償できるところに訴えの提起をさせていただいておりますが、当然事業者の調査はさせてはいただいているところでございます。それ以上は、ちょっと控えさせていただきたいんですけれども。
- **〇待鳥美光副委員長** 議事を委員長と交代します。 安保委員。
- ○安保友博委員 訴えの提起に関しては、議案として既に終わっている話ですので、あくまで不正な事務があって、それに対しての市としての対処という観点から確認をさせていただきたいのですが、今回訴えの提起をした中で、1個目の訴訟が5,600万円と弁護士費用1割プラス訴訟費用、2個目が1,500万円と弁護士費用1割プラス訴訟費用ということで、かなりの訴額になっている中で、今回、被告として訴えるのが元職員1人だという中で、元職員は今、60歳手前の無職ということで、それが資力という意味で払えるのかというところが甚だ疑問があるというところが、いまだに拭えないところですが、この費用対効果という点に関して、市長は

どのようにお考えなのか、そこだけ確認をさせてください。

〇待鳥美光副委員長 松本市長。

**〇松本市長** 行政が行う訴訟の中で、費用対効果で事実関係の究明をしないということは、これは職務上できないわけでございまして、事実関係については明確にしていく必要があるというのが第1点。それから、そのために訴訟をさせていただくということで、これ議決もいただいたわけでありますが、今後、費用対価という観点でこれをはかるべきというよりは、事務の適正な執行のためにも、今後も事実関係は訴訟で明確にしたものを踏まえて、改善していく必要があるのかなと思っております。

**〇安保友博委員長** 議事を副委員長と交代します。

ほかに質疑ありますか。

[「なし」という声あり]

質疑がありませんので、5に対しては終結します。

お諮りします。

あと残されたところが、6、その他で7ですけれども、今、もともと予定していた4時となっております。もし本日最後までということでよろしければ、30分間延長させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

「「異議なし」という声あり〕

市長と副市長、いかがですか。

ありがとうございます。

それでは、異議がありませんので、4時半まで時間を延長したいと思います。

それでは、次に進みます。

6、その他として、1回目の質問を読み上げます。

質問1、人事評価・人材育成についての考え方を伺う。部長職に対する人事評価の観点については、誰がどのような観点から行っているのか。

質問2、同一ポストへの配置期間について、どのような考え方で人事管理を行ってきたのか。 ジェネラリストとエキスパートの育成について、どのように考えてきたのか。

質問3、第三者委員会の設置根拠規定は何か。どのような権限を持っているのか。

質問4、約2年間のうち4回しか開催されていない第三者委員会は、進行管理は誰が行っているのか。

質問5、第三者委員会を開催するように促すことをしないのはなぜか。

質問6、第三者委員会や裁判手続を理由に、議会が設置した地方自治法第98条第1項に基づく事務検査権を付与された特別委員会に対して答弁を拒んだり、資料を出さなかったりするのはなぜか。それは何を根拠としているか。

質問7、行政の責任者としての市長の責任の取り方についての考えについて伺う。 質問は以上です。

質問に対する答弁を願います。

松本市長。

○松本市長 それでは、順次お答えいたします。

まず1点目、人事評価・人材育成につきましては、1人1人の職員が有する能力や可能性を 発揮し、目指す職員像として示す人材を育成していくためには、個々の能力を最大限に引き出 せる職場環境をつくることが重要であると考えます。そのためには、適正に人事評価制度を活 用し、人材を育成していく観点に立った人事管理を行うことが必要だと考えます。部長職の人 事評価につきましては、和光市職員評価制度マニュアルに基づき、第1次評価は副市長、第2 次評価は市長が行っているところでございます。

次に、2点目であります。令和2年12月定例会で安保議員の一般質問にもお答えしておりますが、人事異動につきましては、職員の能力・適性と把握し、効果的な配置転換やジョブローテーションを行い、様々な職場を経験させることで、職員1人1人の将来を見通した人材育成に留意し、実施することが重要であると考えております。

また、ジェネラリストとエキスパートの育成につきましては、行政のプロとしての意識と専門知識を持つとともに、広い視野を持ち、常にコスト意識や市民意識を持って業務を評価し、 見直すことができる職員の育成が重要と考えております。

3点目、和光市職員による不祥事の再発防止に関する第三者委員会設置要綱に基づき、委員会は設置をいたしております。第三者委員会の設置や権限について、法令に定めはございませんが、第三者委員会は独立した立場で公平・公正な調査をすることが求められていることから、日本弁護士会連合会において、企業等不祥事における第三者委員会ガイドラインが定められております。

4番目の開催の進行管理でありますが、第三者委員会は委員長が会務を総理し、会議は委員 長が招集をしております。

5番目、先ほど述べたとおり、委員長が会務を総理し、会議は委員長が招集するものです。 第三者委員会の進捗に関しては、令和2年12月定例会で安保議員の一般質問にもお答えしておりますが、第三者委員会は市から独立した組織であることから、市としては開催を促せる立場ではないと考えております。

次に、6点目、地方自治法第98条第1項に基づく委員会についても、同法第100条に基づく委員会と同様、正当な理由がある場合には調査に応じないことも許されると解されております。そして、市が把握している情報を全て開示すると、元職員による証拠の隠滅や口裏合わせが行われるなど、元職員の裁判や第三者委員会の調査に支障を与える可能性が否定できなかったことから、正当な理由があるものと判断したものでございます。特に本件においては、元職員が他の職員に対して会計課のロッカーに現金を入れるよう指示し、誤って現金を持ち出した旨の虚偽の申告をするように指示するなど、第三者を介して証拠の隠滅を行ってきたこともあり、情報管理については慎重に判断をさせていただきました。ただ、その後の特別委員会からの要

望書において、閲覧権者を限定すること、資料を持ち出さないこと、管理簿を作成することなど、相当厳重な管理がなされる旨の申出がございましたので、そのような厳重な管理をすることを条件として開示をさせていただくことといたしました。

7点目、行政の責任者としての市長の責任の取り方についての考えについて伺うについては、令和元年9月定例会の冨澤勝広議員の一般質問で、これまで任命責任、指導は私がやってきたものであり、第一義的に、私が今回の事件においても責任を果たさなければならない。また、職員の働きやすい職場あるいは信頼回復というところで、私の責任の下でしっかり役割を果たすべきであると考えており、私が責任ある立場であることを明確にするとお答えしており、令和2年6月定例会の安保議員の一般質問でも、第三者委員会での検討を踏まえて私がしっかり判断しますと再三お答えしておりますとおり、第三者委員会の提言やこの特別委員会での提言も頂戴した上で、責任については人に言われて取るものではなくて、自らの判断でその責任を果たしてまいりたいと考えております。

○安保友博委員長 それでは、順次、2回目の質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 2番目の質問の中で、ジェネラリストとエキスパートの育成についてのお考えを伺いましたけれども、実際に元職員の専門性という意味では、元職員しか分からない部分がかなりあったのではないかと思っております。そのために、元職員の説明であるとか、あるいは指示であるとかを、それが正しいかどうかということの検証を自分自身で職員たちがするという形ではなくて、指示のとおりに行うこと、あるいは説明のとおりに解することというのが第一義になっていたような感じがするんですけれども、先ほどのお考えの広い視野を持って、さらに専門性も持つ職員の育成という意味で、その人しか分からない分野をつくるということに関してはどのようにお考えでしょうか。つくってしまったということに関して。

#### 〇安保友博委員長 松本市長。

**〇松本市長** ですから、異動に当たって、先ほど説明したような経緯で、一時異動をしようと思ったのができなかったというようなこともございますので、同様の問題意識の中で、あるいは当人のジョブローテーションということも含めて、おっしゃるような、なるべく幅広い業務に携わりながら、要するに特定の人間に知識が偏ることがないようにするという心がけで、基本的にはやらせていただいているというところでございます。

# 〇安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 それと、もう一点、部長職ということになると、部下の育成、人材育成ということも大きなミッションかと思うんですが、その点、評価の中で、そうした面について、どのように評価をされていたのか伺います。

# 〇安保友博委員長 松本市長。

○松本市長 個別の評価の内容については、先ほど申し上げたとおり控えさせていただきます

が、ただ、人材育成ということに関して、本人と何度も話をしたことがあります。非常に明確に、どういう分野のどういうところのスキルを高めたいので、このように指導していますという、非常に説明としては理にかなった説明を本人はしておりました。ただ、当然、その背景に、もしかしたら私の見えないところで、不十分な指導というか行き過ぎた指導とか、そういったものがあったのではないかというところは、これは御指摘を先ほどもいただいたところでございますので、そのようなことがないようにしていきたいと考える次第でございます。

# 〇安保友博委員長 冨澤勝広委員。

**○冨澤勝広委員** 6-7に関連してですけれども、先ほど市長は、責任の所在について、第三者委員会であるとか今回の議会の特別委員会、そうした結論を踏まえて、第三者に言われるのではなく、自分から決めていくんだという御答弁がございましたけれども、それでは、どういう形でこの責任を取っていくのか、今のお考えがありましたら、お聞きしたいと思います。

#### 〇安保友博委員長 松本市長。

**〇松本市長** 具体的にこのような形でというところは、今は明言は控えさせていただきますが、 しかるべきときに、しかるべき判断をしたいと思っておりますのと、あとは、その内容につき ましても、私としては、後ろ指を指されることのない判断をしていきたいと考えております。

○安保友博委員長 ほかに質疑はありませんか。

「「なし」という声あり〕

ほかに質疑がありませんので、以上にて正副市長に対する質疑を終結します。

休憩します。(午後 4時10分 休憩)

再開します。(午後 4時11分 再開)

ただいま正副市長に対する質疑が終わりまして、一通り説明員を呼んでの質疑は終結をいた しました。

次回においては、具体的に今後の方針についても定めていきたいと思いますが、本日の案件 としてはこれまでとさせていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

それでは、そのようにいたします。

次に、その他として、次回の日程について確認いたします。

次回の日程は、定例会の終了後ということで、3月26日、金曜日、午後2時から、第12回調査特別委員会を開催し、事務検査についてを行いたいと思います。これに異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

それでは、異議ありませんので、そのようにいたします。日程調整のほど、よろしくお願いいたします。

本日の案件は以上となります。

ほかに何かございますか。

[「なし」という声あり]

なければ、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。 以上で、元和光職員の不祥事に関する調査特別委員会を閉会します。

午後 4時12分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 安 保 友 博